この薬局は

保険薬局

です。

当薬局は厚生労働省が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。
「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、
一般薬を販売（一般薬には健康保険が使えません）している薬局のことです。

個別の調剤補修の算定項目の分かる 明細書の発行について

当薬局では、医療能登明香や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で配布いたしております。
明細書の発行を希望されない場合にはお申し出下さい。

夜間・休日・時間外について

●夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00～閉店まで　土曜日13:00～閉店まで
※加算の対象となる休日とは、日曜日及び、国民の休日に関する法律に規定する休日を指します。なお、1月2日、3日、12月29日、30日および31日は休日として取り扱います。

●営業時間外の時間外調剤料について
【時間外加算】18;00～22:00
【深夜加算】　22;00～6:00
【休日加算】　日曜日・祝日・年末年始（12/29～翌年1/3）

当薬局の調剤基本料について

調剤基本料2	30点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27点
連携強化加算	5点
バイオ後続品調剤体制加算	50点
電子的調剤情報連携体制整備加算（月1回まで）	8点
在宅薬学総合体制加算1	30点

薬剤服用歴の活用について

安全な服薬のために薬剤服用歴を活用しています。
薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。
調剤したお薬や市販薬についての薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

薬剤服用歴とは・・・ 薬剤師が患者ごとに作成する、服薬についての記録です。
処方薬・処方日・服薬状況・既往歴・副作用・指導内容などについて記入しています。

くましろ薬局

労災保険指定薬局

取り扱いのある公費負担医療について

- 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定
- 生活保護法に基づく指定（医療・介護）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
  （精神通院医療・育成医療・更生医療）
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費に基づく指定
- 特定疾患治療費等に基づく指定
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定
- 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 地方自治体による医療費助成制度

地域に貢献する薬局になるために

直近3か月の後発医薬品の数量割合85%以上に適合する薬局です

医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています

他の調剤薬局への医薬品の分譲実績があります

薬の供給不確保が困難な場合には処方医や近隣の薬局と連携して対応します

供給確保が望まれる医薬品の備蓄に努めます

医薬品の購入の際には単品単価交渉を行い、過度な急配依頼、返品は慎んでいます

医療材料の取り扱いがあります

麻薬の免許を有しています

在宅医療を行うための関係者との連携体制等を整備しています

PMDAに登録し、医療情報を収集しています

医療安全に関する取組の実施をしています
（プレアボイド報告）

副作用が生じた場合の対応に関する手順書を作成しています

セルフメディケーション機器を3つ以上設置しています

研修計画の作成を行い、学会発表などを推奨しています

患者毎に服薬指導の実施、薬剤服用歴の作成をしています

ご希望に応じ健康相談を行っています

敷地内禁煙です

個人情報保護に関する基本方針

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。
個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせてください。

個人情報の利用目的

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
  （副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告
  （学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

訪問薬剤管理指導について

地域の在宅医療をサポートしています。

在宅で療養中で通院が困難な場合、薬剤師がご自宅を訪問し、お薬の管理や服薬指導をさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合はまずはお気軽にご相談ください。
ご利用の際には医師の指示が必要となりますが、当薬局より確認・調整を行う事も可能です。

＜医療保険対象者＞

在宅患者訪問薬剤管理指導

1点=10円

同一建物居住者以外	同一建物居住者
650点/回	320点/回
	290点/回

1点=10円　10点=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率により金額が異なる場合が変わります。麻薬の調剤や緊急対応で点数が異なります。

＜介護保険対象者＞

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

1点=10円

同一建物居住者以外	同一建物居住者
518点/回	379点/回
	342点/回

1単位=10円　10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なる場合があります。

神代薬局　松原店

管理薬剤師　　糸山　さやか

佐賀県知事指定介護保健事業所
第　　4140143894　号

電話番号　　0952-41-2890
FAX番号　　0952-60-3193

緊急時⇒　　090-6899-6797

くましろ薬局

薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社　神代薬局
薬局の名称・許可番号・ 許可年月日・所在地・有効期間	開設許可証を参照
管理薬剤師氏名	糸山　さやか
勤務する薬剤師	別途掲示参照
勤務する登録販売者	別途掲示参照
取り扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品 第1類医薬品 第2類医薬品 指定第2類医薬品 第3類医薬品
糖薬局勤務者の区分について	薬剤師 白色の着衣、名札に指名及び「薬剤師」と記載 登録販売者 青色の着衣、名札に指名及び「登録販売者」と記載 その他の勤務者 桃色の着衣、名札に指名を記載
営業時間	月曜日　9:00　～　18:00 火曜日　9:00　～　18:00 水曜日　9:00　～　18:00 木曜日　9:00　～　18:00 金曜日　9:00　～　18:00 土曜日　9:00　～　13:00
休日	日曜日・祝日
営業時間外の相談対応、緊急時の連絡先	携帯；　090-6899-6797

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

	薬局製造販売医薬品	要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品	指定濫用防止医薬品
外箱表示分類		要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品 第②類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品	要確認 要確認
定義	薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品。具体的な品目は、厚生労働省が通知（薬局製剤指針）で定めるもの	新医薬品等で「医療用医薬品」から移行したが、まだ一般用医薬品としての使用実績が少ないために、一般用医薬品としてのリスクが確定していないものや医療用としての使用経験がない医薬品（スイッチ直後品目）、毒薬及び劇薬	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く）注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です		第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品
陳列方法	調剤室又は販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く（7m以内）に陳列します	法令では直接手に取ることができる陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します		販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します
情報提供・確認	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行いますまた、情報提供内容を理解したこと並びに質問が無いかを購入者に確認いたします			適正使用のため必要な情報の提供に努めます			要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品の濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います
相談する専門家など	薬剤師			薬剤師または登録販売者			
相談への対応	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します第1類医薬品について「購入希望者から、情報提供を必要としない意思表示が合った場合でも、薬剤師がその医薬品が適正に使用されると認められないと判断した場合」では、必要な情報提供を行います						

健康被害救済制度

薬品の副作用等による健康被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931（フリーダイヤル）

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。
個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、
医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

一般社団法人佐賀県薬剤師会　TEL 0952-23-8931

佐賀県健康福祉部薬務課　TEL 0952-25-7082

電子的調剤情報連携体制整備加算に係る掲示

- オンライン資格確認等システムを通じて患者さんの医療情報、薬剤情報を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し活用しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取り組みを実施しています。

くましろ薬局

バイオ後続品調剤体制加算に関する係る掲示

バイオ医薬品をお使いのみなさまへ

効果や安全性はそのままで 経済的負担を軽減する

「バイオシミラー」というお薬があります

バイオシミラーとは？

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます

バイオシミラーが使われている病気の例

・がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ
・ベーチェット病・強直性脊椎炎・特発性関節炎
・乾癬・低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗鬆症
・ファブリー病・加齢黄斑変性　など

詳しくは医師または医療スタッフへお尋ねください

笑顔をこれからも
日本が世界に誇る国民皆保険を次の世代にも

個人の医療費負担の軽減はもちろん、子供や孫の世代にも安心した医療を
みんなが受けられる国民皆保険制度を守るためにも、
私たち一人一人が考えてみませんか？

詳しくはこちら

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会HP　日本バイオシミラー協議会HP

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会、 日本バイオシミラー協議会、 厚生労働省

<後援> 日本医師会　日本薬剤師会　日本病院薬剤師会　健康保険組合連合会　国民健康保険中央会　全国健康保険協会

選定療養の内容及び費用に関する係る掲示

患者のみなさまへ

令和８年６月から

先発医薬品を希望した場合の自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和８年６月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の２分の１相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の２分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

くましろ薬局

調剤報酬点数表

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第１節　調剤技術料　　令和８年３月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料１	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中率85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～40万回以下、集中率85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ）・月40万回超、集中率85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ）・月40万回超、集中率85%以下	イ）25点 ロ）20点 ハ）37点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１		医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算２		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算３	○	調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算５		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下　190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上　400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

調剤報酬点数表

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料 ① 内服薬 ② 内服薬以外		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 1剤につき、3剤分まで	 27日分以下 10点、 28日分以上 60点 10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方箋提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方箋提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料 ① 通常（②・③以外）	 (○) (○)	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ）3カ月以内の再調剤以外	 かかりつけ薬剤師・それ以外 45点 かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む） ロ）在宅患者 ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合 ニ）イ・ロ・ハ以外	45点 59点 59点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	－	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	 60点 60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性あると判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ① 単一建物患者 1人 ② 単一建物患者 2～9人 ③ 単一建物患者 10人以上	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、 保険薬剤師1人につき週40回まで	 650点 320点 290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 ② ①以外		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応含む 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が 必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	 500点 200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同特指導料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第５節　その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2～9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④情報通信機器を用いた服薬指導	○	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が 必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	 518単位 379単位 342単位 46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の 5%